

## 随意契約理由書

1 業務名	案内標識改善検討業務（平成 29 年度）
2 業者名	阪神高速技研株式会社
3 随意契約理由	<p>本業務は、阪神高速道路の案内標識を対象に、いわゆる「高速道路ナンバリング」への対応、新規開通に伴う案内体系の見直し、ならびに「阪神高速道路の交通安全対策第 3 次アクションプログラム」に示す「1号環状線改良計画」への対応を取りまとめるとともに、検討の結果、大規模な改修が必要となる標識の設計を一括して行うことにより、高速道路をご利用のお客様に安全・安心・快適を提供するための基礎資料をより効率的に作成することを目的とするものである。</p> <p>その円滑かつ効率的な実施のためには阪神高速道路における交通管理に係る検討・実施ノウハウやその施策効果等に精通した上で、当社の意図を的確にかつ迅速に反映し、技術・ノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。また、これまでのお客様満足向上に資する改善方策についても熟知している必要がある。さらに、今回の成果は今後改訂される「阪神高速道路設計基準第 1 部 計画基準」に反映することが想定されるため、これまでの基準の変遷についても豊富な知識が必要である。</p> <p>阪神高速技研(株)は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社の管理する構造物、施設の状況、すべての基準・規定を熟知しているばかりでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。また、環状線の安全対策検討も過年度より継続的に実施しており、内容に精通している。さらに、各設計基準の改訂にも携わっており、その内容に関する知識が蓄積されている。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 1 号の規定により随意契約とする。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 1 号の規定による。	